事業費補助金調査票(表)

補 助 金 名 後期高齢者人間ドック助成金

担	当	課	市民生活部 保険年金課							
科	目・事業コ	会計	款	項	目	事業				
14	口	- 1	01	04	01	02	10	_	45	
事	業 名 後期高齢者人間ドック事業						事業			
新	規・継続の	の別	継続							
補	助・単独(の別	市単							
補	助の種	類	事業							

R5事	€施	計画	顮	15,085	千円
R4	予	算	額	15,085	千円
R3	決	算	額	14,545	千円
R2	決	算	額	10,081	千円
R1	決	算	額	12,043	千円
H30	決	算	額	9,647	千円
H29	決	算	額	8,885	千円

補	切の種類		事 業 ———			H29	· 算· 額	8,885 十円		
	後期高齢者の	疾病の予防、早期	朝発見及び	「早期治療		【補助	前対象者】			
事	に役立て、健康	の保持増進を図る	るため、人	間ドック	補	•後期	・後期高齢者医療被保険者で市と契約した医療機関			
業	受検費用の一部	『を助成する。				機関で人間ドックを受検する者				
未					助	・申請	青の日及び受検の 日	日において市民である者		
の						•市稅	党、後期高齢者医療	保険料を完納している者		
					対	・当該	核年度において人間	ドック(脳ドックにあっては、		
趣					象	当該年度及び前年度)、特定健康診査、後期高齢				
旨					*	者健康診査、一般健康診査を受診していない者				
					者	【補助対象経費】				
-						・人間ドック及び脳ドックの受検に係る費用				
						【補助率】				
目						・人間ドックは費用総額の7/10(上限35,000円)				
的						・脳ドックは費用総額の10/10(上限20,000円)				
	開始年度	平成 22	年度		-1.	【国県等の補助率】				
根	(市)成田市後期	高齢者人間ドッ	ク受検費助	成規則	費	市単	独補助事業のため	、国県等の補助なし		
拠						[近隣自治体の補助率]				
法						・佐倉市: 50%(上限10,000円)脳ドック50%(上限10,000円)				
令					補	•四街	000円)脳ドック含む			
等						・八街市:50%(上限20,000円)、脳ドック50%(上限10,000円				
留					助	・印西市:50%(上限30,000円)、脳ドック50%(上限20,000円)				
意						・白井	市:50%(上限20,000))、脳ドック50%(上限20,000円)		
事					率	・富里	市: 70%(上限35,000	円)、脳ドック50%(上限20,000円)		
項										
決	令和				成	成果	.指標∶助成件数			
		金額	件数	割合	八	ı	, .	(単位:件)		
算	全体事業費	24,635			果		年度	数值		
内	うち市補助金	14,545	364	59.0%	指		令和3年度	364		
123	うち国補助			0.0%	18		令和2年度	248		
訳	うち県補助			0.0%	標		令和元年度	277		
	自己負担	10,090		41.0%						

事業費補助金調査票(裏)

77.	真開助並調査票 (表 <i>)</i> 項目	担当課確認欄						
公益	補助事業の趣旨・目的が公益性 のある事業に該当する	ア. 地域での住民自治や社会福祉に著しい貢献が期 待できる事業						
性	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標である、「健康で笑顔あふれ、共に支え合金をつくる」に合致する。						
必要	補助事業の趣旨・目的が社会経済情 勢や市民ニーズに適合する	はい	保険者の疾	進行と高齢者医療費の増加が見込まれる中、被 長病の早期発見及び治療につながる本事業は社 適合している。				
要性	類似の補助事業はない	はい						
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2 以下である	いいえ	「医療・福祉	近隣自治体と比較して補助水準は高いものの、本市では 「医療・福祉の充実したまちづくり」を掲げており、本事業に 医療・福祉の充実に寄与するものである。なお、助成額の				
性	近隣自治体と比較した本市の補 助水準	高い		ごのため令和2年4月を施行日として補助要件の見				
	個別の規則が整備されている			はい				
明確	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合		_					
性	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象 者、対象経費、算定基準が明記されてい る	_						
	成田市補助金等交付規則に基づ き適正に交付している	_						
有	補助金を交付することによる効果を 明確に示す成果指標はあるか	はい	助成件数 R元年度:277件、R2年度:248件、R3年度:364件					
効 性	補助金額に見合う効果があると 認められるか	はい	助成件数はR2年度に減少したが、全体的には増加傾向にあり、ニーズは高い。また、生活習慣病の早期発見に努めることで被保険者の健康保持増進が図られる。					
補	成田市補助金等交付規則運用方置でついては、補助対象外としている。		に掲げる経					
助 対	(補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない。 ・慶弔費及び交際費に係る経費	人件費に係る網	圣費					
象外経	・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費		はい					
費	・入場料等受益者負担で賄うべき。 ・団体の資産形成(積立金等)につ ・その他補助することが適当でなし							
最終評	維持継続							
価								
所見	令和2年4月の補助要件の見直し後の移行に伴い被保険者が増加しておて事業を行っていく。							